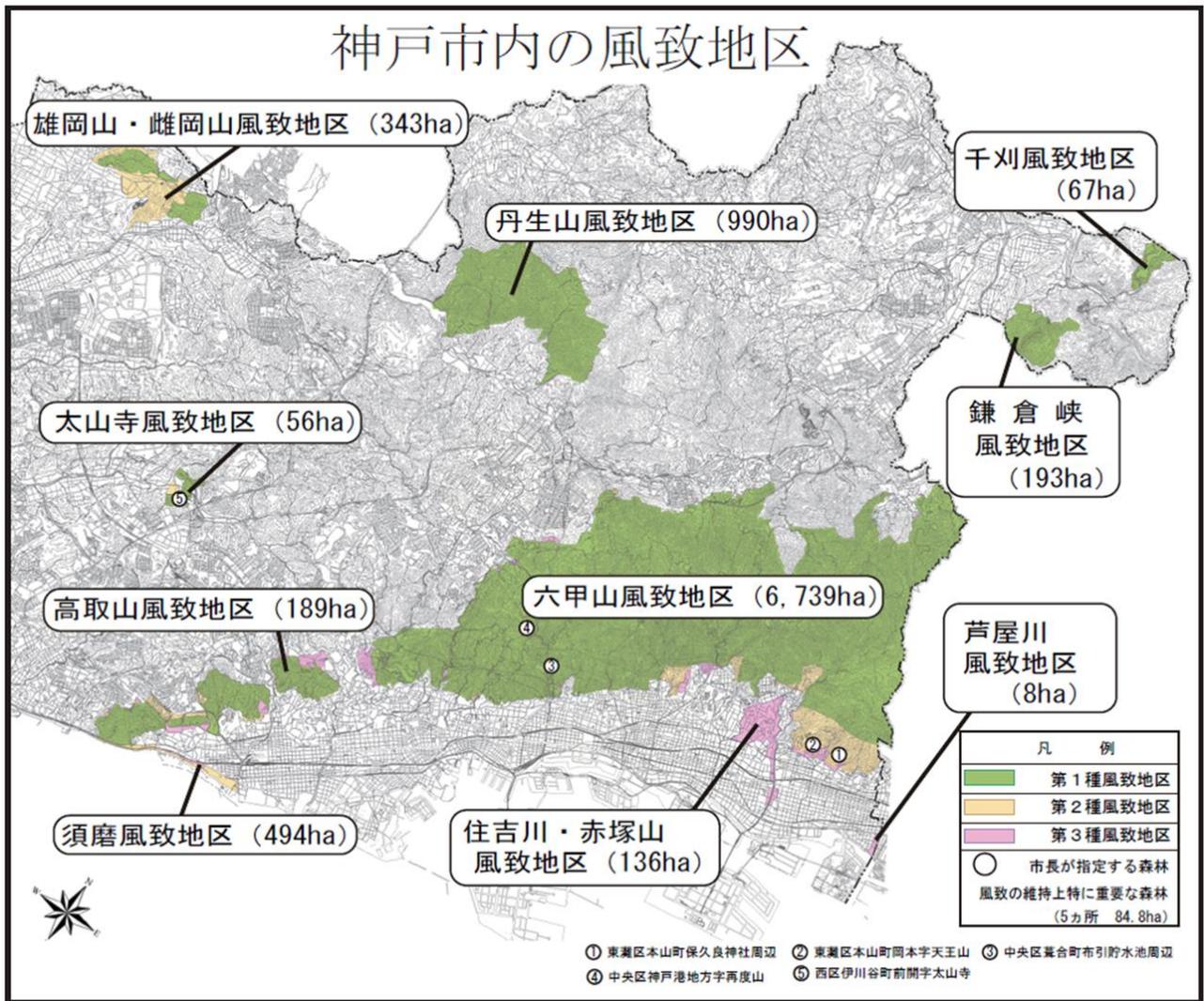


風致地区内行為許可申請のあらまし (第10版)

1	はじめに	2
2	許可が必要な行為	3
3	許可の基準	3
4	用語の定義	5
5	計画づくりで心掛けていただきたいこと	7
6	許可申請の手続	7
7	必要書類	8
8	記入上の注意	12
9	許可後の手続	12
10	地区別風致保全計画(抜粋)	13

2026年2月
神戸市建設局公園部魅力創造課



1 はじめに

風致地区とは、都市計画法に定める地域地区で、自然環境の保全と一定の開発の調和を図るために設けられた制度です。

風致地区における規制内容は、都市計画法第58条に基づく政令の基準に従い、地方公共団体が条例で定めることになっており、神戸市では、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」（以下、風致条例）を制定し、現在では全国的に一般的となっている「緑地率」の規定や、「接地地盤面の高低差」といった規制も全国に先駆けて導入するなど、神戸らしい風致の保全に一定の役割を果たしてきました。

しかし、風致地区制度の目的は、規制だけで達成できるものではなく、自然環境や風致景観に対する土地所有者等の理解が不可欠であり、具体的な風致の保全目標として、「神戸市風致保全計画」を定めています。

このあらましは、風致地区内において、建築物の新築等一定の行為を行う場合の、許可基準や必要書類、風致の保全方針等についてまとめたものです。よくお読みいただき、風致地区制度の趣旨をご理解のうえ、申請手続きをお願いします。

なお、行為地が市街化調整区域内の風致地区である場合、風致地区の規制以外に、近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）、特別緑地保全地区（都市緑地法）、緑地の保存・保全・育成区域（緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例）、国立公園（自然公園法）の規制区域が重複指定されていることがありますので、窓口でご確認ください。

2 許可が必要な行為

(1) 建築物及び工作物の新築、改築、増築又は移転

- ① 地下に設ける建築物、工作物：地下車庫等
- ② 仮設の建築物、工作物：工所用現場事務所、海の家、広告用仮設看板等
- ③ 地上に設ける建築物、工作物

※工作物とは、擁壁やフェンス等、建築物以外の土地に定着する工作物をいいます。
門・塀等は建築確認では付属建築物ですが、風致条例上は工作物となります。

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 土石の類の採取

(5) 水面の埋立て又は干拓

(6) 建築物等の色彩の変更

(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

* 床面積の合計が10平方メートル以下の建築物の新築(高さ制限を超えるものを除く)、高さが1.5メートル以下の工作物の新築等、面積が10平方メートル以下かつのり高が1.5メートル以下の土地の形質変更、枯損・危険木の伐採等は許可不要となる場合があります。詳しくは、窓口でご確認ください。

3 許可の基準

許可の基準は、次のとおりです。詳しくは、窓口でご確認ください。

(1) 建築物及び工作物の新築、改築、増築又は移転

① 仮設建築物等の新築、増築

- 構造：容易に移転、除却が可能であること
- 規模、形態：行為地及び周辺の風致と著しく不調和でないこと

② 地下建築物等の新築、増築

- 位置、規模：行為地及び周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

③ 建築物の新築、改築、増築又は移転（①②以外）

		新築	改築	増築	移転
平均地盤 面からの 高さ	1種	10m以下	改築前以下	10m以下	—
	2種	10m以下		10m以下	
	3種	15m以下		15m以下	
建ぺい率	1種	20%以下	—	20%以下	—
	2種	30%以下		30%以下	
	3種	40%以下		40%以下	
外壁の後 退距離 (道路)	1種	3m以上	—	3m以上	
	2種	3m以上		3m以上	
	3種	2m以上		2m以上	
外壁の後 退距離 (隣地)	1種	1.5m以上	—	1.5m以上	
	2種	1.5m以上		1.5m以上	
	3種	1m以上		1m以上	
緑地率	1種	50%以上	—	—	—
	2種	40%以上		※ただし、新築の基準以上と なるよう努力すること	
	3種	30%以上			
接地盤面の高低差		6m以下	—	6m以下	—
位置		行為地及び周辺の風致と著しく不調和でないこと			
形態、意匠		行為地及び周辺の風致と著しく不調和でないこと			

- ・増築の場合の緑地率は、新築の基準を満たすよう努力してください。
- ・六甲山上及び摩耶山上地区においては、別に定める建築物等の取扱いに関する審査基準を満たす行為は上表の基準が緩和される場合があります。
- ・狭小宅地（敷地面積が100平方メートル以下）では、上表の基準が緩和される場合があります。

④ 工作物の新築、改築、増築又は移転（①②以外）

		新築	改築	増築	移転
最高高さ (見え高)	1種	10m以下	改築前以下	10m以下	—
	2種	10m以下		10m以下	
	3種	15m以下		15m以下	
位置		行為地及び周辺の風致と著しく不調和でないこと	—	—	行為地及び周辺の風致と著しく不調和でないこと
規模、形態、意匠		行為地及び周辺の風致と著しく不調和でないこと			—

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

- 地表面の形状その他の状態：行為地及び周辺の風致と著しく不調和でなく、木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと
- 緑地率：**建築物の新築と同基準**
- 市長が指定する森林の伐採を伴わないこと

- | | |
|----------------|---------------|
| ・東灘区本山町保久良神社周辺 | ・東灘区本山町岡本字天王山 |
| ・中央区葺合町布引貯水池周辺 | ・中央区神戸港地方字再度山 |
| ・西区伊川谷町前開字太山寺 | |

- のりの高さ：**行為面積が1ヘクタールを超える場合は、4メートルを超えるのりを生ずる切土・盛土を生じないこと**

※ 4メートルごとに小段を設け、小段幅のうち植樹帯幅を1.5メートル（擁壁施工の場合は2.5メートル）以上設け、中木等を植栽する等の措置を行った場合、のりはそれぞれ独立したものとみなします。その他、宅地造成等規制法、砂防法、各法令の技術審査基準等に準拠します。

(3) 木竹の伐採

- 次のいずれかに該当すること
 - ・建築物等の新築等、宅地造成等のための必要最小限度であること
 - ・森林の択伐
 - ・伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、1ヘクタール以下であること
 - ・市長が指定する森林区域外の木竹の伐採
- 行為地及び周辺の風致をそこなうおそれが少ないこと
 - ※高さ1.5メートル以上の木竹を伐採する際には、基本的に許可が必要です。

(4) 土石の類の採取

- 採取方法が露天掘りでないこと
- 行為地及び周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと
 - ※採取位置はできる限り景観への影響の少ないところとし、採取地の周辺等の緑地保全、緑化、遮へい、採取終了後の復元緑化等の措置を行うものとします。

(5) 水面の埋立て又は干拓

- 地表面の形状その他の状態：行為地及び周辺の風致と著しく不調和でなく、木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと

(6) 建築物等の色彩の変更

- 行為地及び周辺の風致と調和すること

(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- 行為地及び周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

※堆積の規模、植栽帯及び塀による遮へい、期間について審査があります。詳しくは窓口でご確認ください。

4 用語の定義

(1) 高さ

建築物の高さは、建築基準法による「最高の高さ」をいいます。工作物の高さは、見え高で算定してください。

(2) 建ぺい率

建築面積の敷地面積に対する割合で、いわゆる**角地の割り増し等は適用されません**。

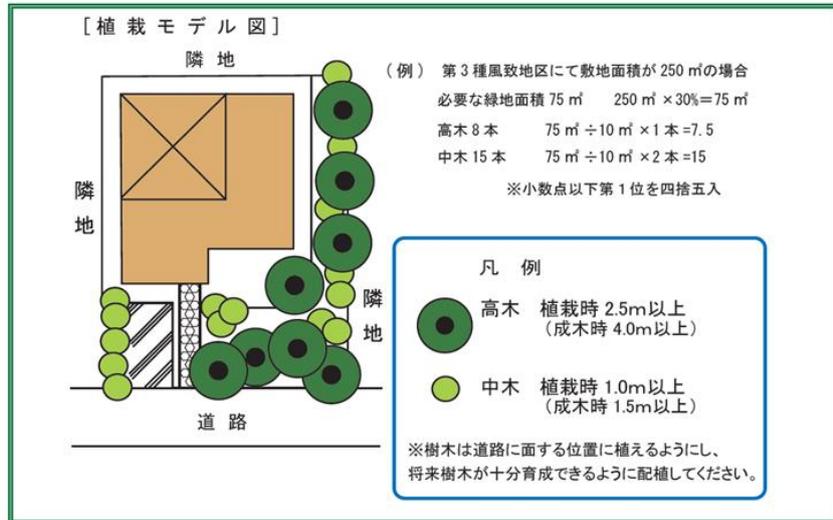
(3) 後退距離

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離(有効)をいいます。ただし、共同住宅等の大規模な建物については、ベランダ、バルコニーの先端を外壁面とします。庇、出窓（建築基準法において床面積に算入されないもの）は対象となりません。いわゆる3メートル緩和、5平方メートル緩和は適用されません。

(4) 緑地率

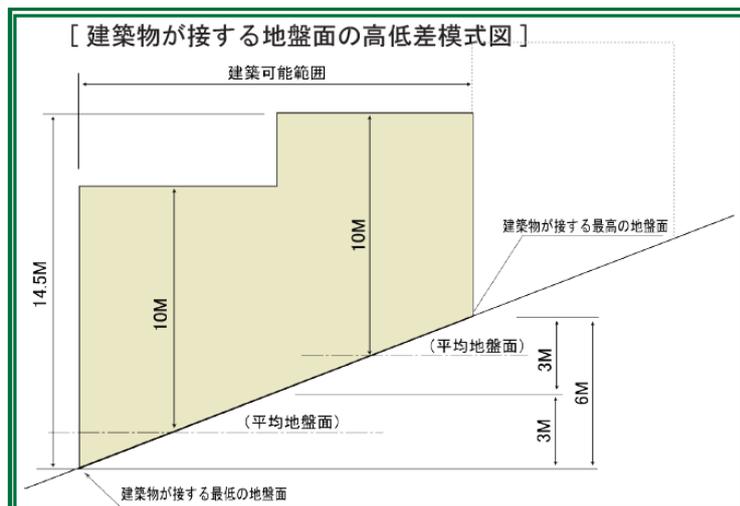
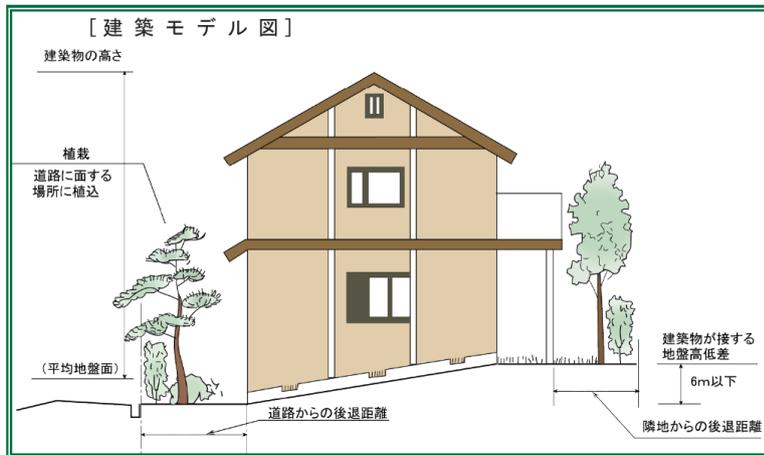
- ① 植栽等の措置が行われた土地の面積（緑地面積）の敷地面積に対する割合をいいます。**緑地とは、植栽で被覆された土地又は裸地（土面、砂利敷含む。人工芝、緑化ブロックは不可）であり、地上部において、既存樹木が植えられていたり、他の土地利用がない、必要な植栽を行える土地のことをいいます。**バルコニーや軒下等雨露が当たらず、樹木の成長空間を確保できない部分、駐車スペース、アプローチ、室外機の設置場所、舗装部分等植栽のできないところは、緑地面積に算入できません。
- ② バルコニーや軒下等でも下記全てに該当する場合は緑地に含めることができます。
 - (1)バルコニーや軒下等で壁面からの突出部が水平距離1メートル以下の範囲、また、突出部が水平距離1メートル以上の場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線までの範囲
 - (2)地面から高さ4メートル以上の植栽が成長できる空間が確保できている
 - (3)60センチ以上の土厚が確保できているただし、共同住宅等の大規模な建物について外壁面とみなされるベランダ、バルコニーの下は緑地に含めることができません。
- ③ 戸建住宅で2台分の駐車スペースを必要とし、緑地を確保できず、やむを得ない場合は、2台目の駐車スペースについては、緑化ブロックで保護された芝生等を植栽した部分を緑地に含めることができます。
- ④ 人工地盤上においても、**60センチ以上の土厚**を確保した場合は、緑地面積に算入することができます。

- ⑤ 植栽本数は、必要な緑地面積10平方メートルにつき、高木（植栽時2.5メートル以上、成木時4メートル以上）1本以上、中木（植栽時1メートル以上、成木時1.5メートル以上）2本以上の植栽が必要です。計算した本数に端数が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数としてください。下記のモデル図を参照ください。



(5) 接地盤面の高低差

建築物の周囲の地面に接する位置の最低部分から最高部分までの高低差をいいます。下記モデル図を参照ください。



(6) 他法令との整合性

建築確認申請を伴う行為については、建築基準法に準拠してください。

建築確認申請を伴わない行為については、開発行為、宅地造成等規制法など他法令の申請に合わせてください。

5 計画づくりで心掛けていただきたいこと

(1) **既存樹木の保存**に努めてください。保存できない場合でも、伐採は最小限とし、できる限り移植してください。新たに植栽する樹木については、地域に根ざした樹種を選定してください。伐採後は速やかに修景緑化等を行ってください。

樹種の選定にあたっては、特定外来生物・要注意外来生物等、周囲の生態系に悪影響を与える可能性のある植物を使用しないでください。

(2) **既存の石垣、塀などはできる限り保存**するよう努めてください。

(3) 擁壁は、位置、規模、形態、意匠が周辺の風致と調和のとれた計画としてください。具体的には、自然素材の使用や擁壁前面への緑化、規模によっては、分割・雛壇状にして前面に植栽帯を設けるなど、**圧迫感のない規模・形状**としてください。

また、地盤は、現況地盤とし、やむを得ず盛土する場合は、風致に支障のないものとしてください。

(4) 壁面後退距離や緑地面積は、圧迫感の緩和を図るため、**可能な限り基準値超**としてください。緑地は、**主に接道部**で確保してください。

(5) 建物の位置、形態、意匠は、周辺の風致と調和のとれたものとしてください。

(6) のり面は、原則としてコンクリート吹付はせず、必要に応じて植栽等により修景してください。

6 許可申請の手続

(1) 事前相談

敷地の規制内容、申請書の記入方法等、留意点についてご確認ください。

敷地が風致地区内外にまたがる場合、種別の異なる風致地区にまたがる場合は、許可基準が異なりますので、ご相談ください。

	風致地区内外にまたがる場合	種別の異なる風致地区にまたがる場合
高さ	風致地区内のみ適用	各地区の区分の基準を適用
建ぺい率	按分（加重平均による）	按分（加重平均による）
外壁の後退距離	風致地区内のみ適用	各地区の区分の基準を適用
緑地率	風致地区内のみ適用	按分（加重平均による）
接地盤面の高低差	風致地区内のみ適用	各地区の区分の基準を適用
意匠等	風致地区内のみ適用	各地区の区分の基準を適用

(2) 許可申請

申請書、必要書類を作成し、正副2部を提出してください。

提出図面及び根拠等について、説明していただきます。書類は、十分チェックのうえ提出してください。

建築確認申請、開発許可申請等の図面については、変更があればその都度図面差し替え等をお願いします。

(3) 内容審査

許可基準に基づく書類審査、現地調査を実施します。

風致の維持のため、建物や植栽の変更（位置、意匠、樹種、壁面緑化等）をしていただくことがあります。また、現地での立会をお願いする場合があります。

(4) 許可

許可書等を交付します。標準的な処理期間は、すべての書類の提出後21日（土曜・日曜・祝日、補正に要する期間を除く）です。余裕をもった申請を心がけてください。

概ね40戸以上の建築物の新・増築、行為面積1ヘクタール以上の場合等、風致の維持上特に重要なものについては、神戸市公園緑地審議会に諮問するため、申請から許可まで3～6か月かかりますので、ご注意ください。

7 必要書類（正副2部）

(1) 各行為共通

- ① 許可申請書（様式第1号）
- ② 位置図（20,000分の1程度）
行為地をマーキングしてください。
- ③ 付近見取図（2,500分の1以上）
方位、写真撮影方向等記載してください。
- ④ 現況カラー写真
行為地及びその周辺の土地の状況を示すもの（建築物等の有無、樹木の状況がわかるもの）。行為区域等を明示してください。
- ⑤ 土地の権利関係を証する図書 ※ 色彩変更の場合は必要ありません。
 - ・土地登記簿謄本（写し）、登記事項証明書（登記官印のあるもの コピー可）
登記情報提供サービスによる登記情報も可。ただし、照会番号を取得して添付してください。
 - ・土地使用承諾書・売買契約書（写し）等
申請者が土地所有者でない場合や、共有名義の土地で申請者が土地所有者の一部である場合、売買等による登記手続が完了していない場合のみ。
- ⑥ 敷地面積等算定図（200分の1以上）
色彩変更の場合は必要ありません。
 - ・建築物：敷地面積及び建築面積。求積図（三斜求積図、CAD・GIS等による座標求積図等）及び求積表を添付してください。
 - ・工作物：敷地面積及び水平投影面積。求積図（同上）及び求積表を添付してください。
 - ・その他：敷地面積及び行為面積。求積図（同上）及び求積表を添付してください。
- ⑦ 委任状（副本は、写しでも可） ※委任者の押印要
申請手続を代理人に委任する場合
- ⑧ 他法令の許可書（写し）
許可がおりていない場合は、申請書等の写しを添付の上、後日許可証（写し）を提出してください。
- ⑨ 工事工程表 ※外構工事完了までのもの

(2) 建築物及び工作物の新築、改築、増築又は移転

- ① 建築物設計説明書（様式第2号）又は工作物設計説明書（様式第3号）
- ② 現況平面図（200分の1以上）
既存建築物・工作物、樹木等を記載してください。
申請に係る建築物・工作物の地上投影線についても記載してください。
- ③ 配置図（200分の1以上）
申請に係る建築物・工作物を明示し、敷地に接する道路の位置、幅員、後退距離寸法についても記載してください。
工作物については、水平投影面積の求積図、計算書等を添付してください。
- ④ 平面図（200分の1以上）
- ⑤ 立面図（200分の1以上）
すべての面について、主要な部分の仕上げの方法及び色彩を記載してください。
(カラー印刷等で着色してください) (マンセル値の表記)
土地の形質の変更を伴うものであるときは、変更後の敷地の地盤面についても記載してください。
- ⑥ 主要部2面以上の断面図（200分の1以上）
断面における敷地の現況地盤面、建築物・工作物が接する地盤面、平均地盤面の状況や最高高さについても記載してください。
- ⑦ 地盤算定図（200分の1以上）
建築物・工作物が接する地盤面及び平均地盤面の状況を記載してください。
- ⑧ 構造図（100分の1以上）
構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法を記載してください。フェンス等の工作物や仮設建築物等の場合は、カタログの添付でも可。
- ⑨ 植栽計画図（200分の1以上）
保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹を色分けし、木竹名、高さ・周径・枝張り、本数等を記載してください。各木竹には、通し番号を表示してください。
なお、現地において図面との対応関係が分かるよう、現況樹木には樹木番号を札等に表示してください。(高さ1.5m未満の樹木は省略可)
 - ・新植：記号を○で囲み、緑に着色
 - ・移植：記号を◎で囲み、橙に着色。移植前は、で記載。
 - ・保存：記号を△で囲み、黄に着色

《一覧表作成例》

新植樹木一覧表						
記号	樹種	規格・寸法			数量	備考
		H(高さ)	C(周径)	W(枝張)		
高木	① ケヤキ	3.0	0.12	1.0	2	
	② ソメイヨシノ	3.0	0.12	1.0	1	
中木	③ キンモクセイ	1.5		0.4	4	
	④ カナメモチ	1.5		0.4	5	
移植樹木一覧表						
記号	樹種	規格・寸法			数量	備考
		H(高さ)	C(周径)	W(枝張)		
高木	⑤ クロガネモチ	4.5	0.6	2.0	1	⑤ 移植前
中木	⑥ サザンカ	2.0		0.7	1	⑥ 移植前
保存樹木一覧表						
記号	樹種	規格・寸法			数量	備考
		H(高さ)	C(周径)	W(枝張)		
高木	△ 7 ソメイヨシノ	4.0	0.4	2.5	2	
中木						
高木計					6	
中木計					10	

- ⑩ 緑地求積図…2部（三斜求積図、CAD・GIS等による座標求積図等）
建築物の新築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の場合必要です。
- ⑪ 工作物仕様説明書…1部（必要に応じて）
既製品の場合はカタログ等を添付。品目、寸法等をマーキングしてください。

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- ① 土地の形質変更等設計説明書（様式第4号）
「生ずるのり面の最高高さ」とは、土地の切り盛りで生ずるのりの高さのことで、擁壁等を設置する場合は、その高さのことをいいます。行為後ののり面の最高高さを記載してください。
敷地面積と土地の形質変更を行う面積を記載。（土地の形質の変更を行う面積は（ ）書きで記載してください。）
- ② 平面図（600分の1以上）
変更前（現況）は点線、変更後は実線で記載してください。切土部分は黄、盛土部分は緑に着色してください。
- ③ 断面図（600分の1以上）
変更前（現況）は点線、変更後は実線で記載してください。
- ④ 植栽計画図（200分の1以上）
（2）⑨と同様
- ⑤ 地形図（1,000分の1以上）
既存の建築物・工作物、木竹等についても記載してください。

⑥ のり面断面図（50分の1以上）

変更前（現況）は点線、変更後は実線で記載し、あわせて、生ずるのりの高さとのり面処理材料を記載してください。

⑦ 土量計算書

根拠図を添付してください。

（4）木竹の伐採

① 木竹伐採設計説明書（様式第5号）

「伐採区域の主要樹種」は、主要な樹種を2～3種類記載してください。

「伐採後の跡地の処理方法」は、修景緑化等を十分考慮して記載してください。

「隣接地の現況」は、山林、宅地、道路等具体的に記載してください。

② 伐採計画図（1,000分の1以上）

保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹を色分けし、木竹名、高さ・周径・枝張り、本数、保存・移植が不可能な理由等を記載し、あわせて伐採後の土地の利用状況を記載してください。各木竹には、通し番号を表示してください。

山林等で樹木が密集している場合には、サンプリングによる現況調査も可能です。サンプリングが必要な場合は窓口へご相談ください。

なお、現地において図面との対応関係が分かるよう、現況樹木には樹木番号を札等で表示してください。（高さ1.5m未満の樹木は省略可）

伐採計画図は、（2）⑨植栽計画図と一つの図面に表示しても構いません。

- ・ 移植：記号を◎で囲み、橙に着色。移植前は、で記載。
- ・ 保存：記号を△で囲み、黄に着色
- ・ 伐採：記号を□で囲み、赤に着色

《一覧表作成例》

伐採樹木一覧表						
記号	樹種	規格・寸法			数量	備考
		H(高さ)	C(周径)	W(枝張)		
高木	1 クスノキ	3.5	0.5	2.5	1	
中木	2 ヤブツバキ	1.8		0.5	1	
高木計					1	
中木計					1	

③ 地形図（1,000分の1以上）

（5）建築物その他の工作物の色彩の変更

① 色彩変更設計説明書（様式第6号）

② 立面図（200分の1以上）

③ 色彩変更部分図（100分の1以上）

変更にかかる主要部分の材料及び色彩を記載し、色彩変更部分の求積図を添付してください。（マンセル値の表記）

8 記入上の注意

- (1) 各様式の備考欄にしたがって記載してください。
- (2) 説明書の数値については、小数点以下第3位を四捨五入してください。
(例) 24.542→24.54、123.456→123.46
- (3) 修正する場合は、二重線で消して、訂正印を押してください。
- (4) 設計説明書記載の数字の根拠(寸法線、計算式等)を図面に明示してください。
- (5) 図面がA1用紙等の大判になる場合、判読可能且つ縮図であることを明記の上、A3用紙提出を可とします。なお、必要に応じて拡大図の提出を求めることがあります。
- (6) 施工者が未定の場合は、「未定」と記載し、決定後速やかに施工者選定・変更届にて届け出てください。
- (7) 必要書類は、兼用できる場合には、複数のものを1つにまとめてもかまいません。

9 許可後の手続

- (1) 行為許可標識の設置
許可を受けた行為の期間中、「行為許可標識」を見やすい場所に掲出してください。
- (2) 中間検査の実施
工事中、随時中間検査を実施します。場合により立会をお願いすることがあります。
- (3) 行為完了届出書の提出
行為完了後、14日以内に「行為完了届出書」(写真添付)を提出してください。
行為を中止・廃止する場合も同様です。
※行為完了とは植栽のみならず建築物や外構を含めた全ての工事が全て完了した時点のことです。
- (4) 完了検査の実施
完了届の提出を受け、完了検査を実施します。立会をお願いする場合があります。
- (5) 変更許可申請
許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合は、図面差替え等変更許可申請が必要です。
- (6) 行為期間変更届の提出
何らかの事情により行為の期間を変更する必要がある場合は、行為期間満了までに「行為期間変更届」を提出してください。
- (7) 許可承継届出書の提出
許可後に売買等により許可に基づく地位を承継した場合は、「許可承継届出書」を速やかに提出してください。
- (8) 施工者選定届の提出
申請時に施工者が未定だった場合、決まり次第提出してください。

10 地区別風致保全計画（抜粋）

地区名	風致保全計画	
六甲山風致地区 (6,739.0ha)	風致保全目標	神戸市のシンボルとして、市街地の背山となる緑地景観を保全するとともに、良好な自然環境を保全して、自然とふれあえるレクリエーションエリアとしての環境を確保する。また、山麓部については、周辺環境や景観に配慮した緑豊かな住宅地を形成する。
	保全方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様で良好な動植物相、渓谷や希少な自然林などの自然環境を保全するとともに、神戸のシンボルとしてスカイライン付近の樹林や山腹斜面の樹林など、緑地景観を保全する。 ② ハイキングルートなど、自然性豊かなレクリエーションの場であることから、緑地景観や緑地環境などの資質を保全する。 ③ 歴史的文化的環境を形成する社寺林等や郷土景観を代表する樹林など良好な風致環境を保全する。 ④ 既成市街地からの顕視度の高い樹林をはじめ、市街地内に残存する樹林や屋敷林等を保全する。 ⑤ 郷土性に富む石積みの保全やそれと調和した自然的素材の使用に努め、地区の個性的な風致を維持する。
	育成方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区内の樹林については、風致の質の向上とともに、防災上の機能の向上を図るため、適切な防災工事、植樹、管理策を講ずる。 ② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルート、眺望点や活動拠点等の適切な管理策を講ずる。 ③ 開発行為等については、既存樹林の保存や、接道部の緑化を行い、緑の多い市街地環境を形成するとともに、既成市街地からの景観に配慮する。
芦屋川風致地区 (8.0ha)	風致保全目標	緑と川、海がつながる地域特性を活かした、ゆとりと親しみのある風致を形成するため、芦屋市側の風致地区と一体として、既存樹林の保全や生垣の育成など緑の多い住宅地環境を形成する。また、市民が自らの手で育ててきた良好な住宅地を、次世代へ引き継いでいく。
	保全方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区内に残されたクロマツ等の屋敷林や大径木といった、当地区を特色づける風致要素を保全する。 ② 接道部の庭木や生垣及び石積み等のつくる良好な景観を保全する。
	育成方針	① 生垣化や接道部の緑化など、地区内の景観に配慮した緑化を行い、緑の多い住宅地環境を形成する。
住吉川・赤塚山風致地区 (136.0ha)	風致保全目標	河川空間、文化環境と一体となったゆとりと親しみのある風致を育成するとともに、住宅地と調和を保ち、住吉川沿岸の川辺林や丘陵地の樹林を保全するなど、緑の多い住宅地環境を形成する。また、市民が自らの手で育てた良好な住宅地を、良好なままで次の世代へ引き継いでいく。
	保全方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区の緑地景観を特徴づけている斜面地の残存樹林や、河川軸景観を特徴づけるクロマツ林等は、風致の核として保存を図る。 ② まとまった屋敷林や連続する生垣など、地区の環境・景観に寄与する緑地の保全を図る。 ③ 歴史的文化的環境を形成する街並みの保全を図るとともに、郷土性豊かな玉石積みや御影塀などの工作物等の保全を図る。

	育成方針	<p>① 市街地からの景観に配慮し、また河川空間と一体となった風致に富む沿岸空間を創出するために、接道部の緑化や壁面緑化など民有地の緑化を推進し、緑の多い住宅地環境を形成する。</p> <p>② 郷土性豊かな工作物の復元など、素材を統一し、特色ある風致の創出を図る。</p> <p>③ 河川に面した接道部では、建築物等のセットバックと生垣化、テラス緑化等の重点的な緑化を行い、道路等の公共の緑と一体となった緑豊かな河川軸景観を形成する。</p>
高取山風致地区 (189.0ha)	風致保全目標	地域のシンボルである山地景観を保全するとともに、日常的利用の多いハイキングルート、眺望点や緑地環境を保全する。
	保全方針	<p>① 地区の緑地景観を代表している主稜部のスカイライン及び山腹斜面の樹林を保全する。</p> <p>② 比較的自然度の高い社寺林等の樹林の保存を図る。</p> <p>③ 山麓部の樹林については、可能な限り保存に努め、緑の多い土地利用を行う。</p>
	育成方針	<p>① 地区内の樹林地については、風致の質の向上を図るため、適切な植樹や管理策を講ずる。</p> <p>② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルートや眺望点の適切な整備・管理策を講ずる。</p> <p>③ 開発行為等については、既存樹林の保存や接道部の緑化等を行い、緑の多い住宅地環境を形成する。</p>
須磨風致地区 (494.0ha)	風致保全目標	神戸市唯一の海と山とが一体となって構成する海浜景観とレクリエーション地としての緑地を保全するとともに、歴史的意義を有する緑地や市街地の背山となる緑地を保全し、地域性豊かな風致景観を形成する。
	保全方針	<p>① 山地部の樹林は、代償植生ではあるものの比較的自然度が高く、神戸市内にあっては貴重な樹林であることから保全を図る。</p> <p>② 地区を特徴づける海浜や歴史的建造物の背山として、また市街地の背山として、主稜部のスカイラインや山腹斜面の樹林の保全を図る。</p> <p>③ 市街地内に残存する樹林を保全するとともに、海浜部のクロマツ等の保存を図る。</p> <p>④ 海岸部と背山の形成する風致景観を保全するため、背山の眺望を妨げることがないように配慮する。特に海からの眺望に留意するとともに、展望地からの海への眺望に配慮する。</p>
	育成方針	<p>① 地区内の樹林地については、風致の質の向上を図るため、適切な管理策を講ずる。</p> <p>② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルートや眺望点等の適切な整備・管理策を講ずる。</p> <p>③ 公共公益施設の緑化を行うとともに、民有地の緑化を推進し、歴史性あふれる地域景観の形成を図る。</p> <p>④ 海岸部においては、地域景観を特徴づけるクロマツ等の植樹を行い、風致景観の向上を図る。</p>
太山寺風致地区 (55.9ha)	風致保全目標	兵庫県最大の規模と自然性を誇る自然林、渓谷及び国宝太山寺と一体となった、神戸市を代表する歴史的環境・景観の保存、保全を図るとともに、周囲の田園景観と調和した郷土性豊かな風致景観を形成する。

	保全方針	<p>① 地区の自然環境・景観を特徴づけている自然林の保存と、自然林に囲まれた伊川溪谷の保全を図る。</p> <p>② 歴史的文化的環境を形成する寺院等の建造物については、他制度との連携により保全を図る。</p> <p>③ 自然林に隣接する樹林や太山寺境内から視認できる景観上重要な樹林地については、緩衝緑地的なゾーンとして保全を図る。</p>
	育成方針	<p>① 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、自然散策路や河川空間を活かした活動拠点等の整備を行う。</p> <p>② 建築物・工作物については、地区の歴史性・郷土性と調和するよう留意する。</p>
雄岡山・雌岡山風致地区 (342.5ha)	風致保全目標	地域のランドマークとなっている一対の山を含め、山麓部の自然景観を保全するとともに、溜池と農地・集落が調和したいなみの台地の田園景観を保全し、郷土性豊かな風致景観を形成する。
	保全方針	<p>① 地域のランドマークである雄岡山と雌岡山の樹林は、風致の核として保全を図るとともに、稀少種が生育する社寺林の保存を図る。</p> <p>② 地区を特徴づける溜池群と段丘崖の樹林及び田園が構成する田園景観の保全を図る。</p> <p>③ 建築物・工作物については、雄岡山・雌岡山とその周辺の田園景観に調和するよう留意する。</p>
	育成方針	<p>① 地区内の樹林地については、風致の質の向上を図るため、適切な植樹や樹林地の管理策を講ずる。</p> <p>② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルート等の適切な整備を推進する。</p> <p>③ 地区内の風致景観を向上させるため、公共公益施設及び民有地の緑化を推進する。</p>
丹生山風致地区 (990.0ha)	風致保全目標	神戸市を代表する豊かな自然域を保全するとともに、価値の高い雄大な自然景観及び山麓部の田園地域と調和した里山景観を保全し、郷土性豊かな風致景観を形成する。
	保全方針	<p>① 地区の緑地景観を代表している主稜部のスカイライン及び南面の山腹斜面を保全する。</p> <p>② 良好な動物相や溪谷、自然林など自然環境を保全する。</p> <p>③ 山麓部の自然豊かな里山環境・景観を保全する。</p>
	育成方針	<p>① 緑地環境・景観を向上させるため、適切な植樹や樹林地の管理策を講ずる。</p> <p>② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルートの適切な整備、ルート沿道の樹林地の管理を行う。</p> <p>③ 国道 428 号沿いにおいては、四季の変化が感じられるサクラ等の花木や紅葉樹などを植栽することにより、良好な沿道景観を育成する。</p>
鎌倉峡風致地区 (193.5ha)	風致保全目標	神戸市の中でも、露岩地と溪谷美という際立った特徴をもつ自然域を保全するとともに、価値の高い明るい自然景観、レクリエーション環境を保全する。

	保全方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区の風致景観を代表する露岩地や溪谷及びそれらを取り巻く樹林地の保全を図る。 ② 特異な地形や土壌条件などにより成立する稀少な自然植生の保全を図る。 ③ 露岩地及び溪谷を見渡せる区域については、明るく開けた景観を妨げることのないよう配慮する。
	育成方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 緑地環境・景観を向上させるため、適切な樹林地の管理策を講ずる。
千川風致地区 (67.4ha)	風致保全目標	貯水池と、その周辺の山々の形成する、神戸に希な広大な湖水景観と自然環境を保全する。
	保全方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区の風致景観を代表する湖水面の周囲の樹林地を保全する。 ② 地区全域が水源地の集水域であることから、水質等に影響を及ぼさないよう留意する。
	育成方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 緑地環境・景観を維持するため、貯水池周辺の樹林の管理策を講ずる。 ② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルート of 適切な管理を行う。

神戸市ホームページに、このあらましや申請様式を掲載しています。

神戸市 風致

検索 



<https://www.city.kobe.lg.jp/a53249/kurashi/mac hizukuri/flower/midoriseido/index.html>

神戸市建設局公園部魅力創造課
電話 078-595-6463(直通) FAX 078-595-6459